



寄附のお願い!

「堺市火災予防広報活動事業」

堺市消防局では、火災予防の広報活動等をさらに推進し、火災の撲滅を図るため、広く寄附を募集しています。つきましては、本寄附の趣旨にご賛同をいただき、寄附のご協力をお願いいたします。

寄附を活用する主な事業

火災予防啓発活動

「防火ポスター」や「119だより」の作成、各種イベントにおいて火災予防の啓発活動を行っています。



高齢者等防火訪問事業

75歳以上の高齢者のみの世帯などを対象として、防火訪問を実施しています。



消防音楽隊活動事業

小学校での防災指導や、市が主催する行事等に出演し、音楽を通じて火災予防思想の普及と啓発を行っています。



放火火災防止対策事業

連続放火が発生した地域の電柱に、「啓発標識」や「炎感知器」を設置し、啓発を行います。

「啓発標識」

「炎感知器」



火災予防広報活動事業

※ 寄附の活用例 . . . 火災予防にかかるパンフレット、横断（懸垂）幕の作製や、消防音楽隊の制服及び楽器、放火防止対策用品の購入など

寄附をしていただくには

● 郵送またはFAXで

裏面の『寄附申込書』に必要事項を記載のうえ、堺市消防局予防査察課までお送りください。



『納付書』をお送りいたします。



『納付書』にて、お近くの金融機関の窓口で納入してください。

※ クレジットカードでも寄附していただけます。

堺市消防局のホームページを開く【堺市予防広報活動事業指定寄附金】で検索



画面の手順に沿って「寄附」の手続きを行ってください。（「堺市ふるさと納税」のホームページでの手続きとなります。）

※ 個人のご家庭を訪問して寄附を集めることはございません。

《問合先》

堺市消防局 予防部 予防査察課
〒590-0976
堺市堺区大浜南町3丁2番5号
TEL 072-238-6005 FAX072-228-8161
E-mail: shoyo@city.sakai.lg.jp



「堺市予防広報活動事業」指定寄附金

検索

いただいた寄附は「ふるさと納税」の対象となり、金額に応じて「税の控除」を受けることができます。（詳しくは、「堺市ふるさと納税」ホームページで）